

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年12月16日

分任支出負担行為担当官
国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局秩父学園庶務課長 本間 浩

1. 調達内容

(1) 業務件名及び数量

園内LANの更改工事

(2) 履行場所

埼玉県所沢市北原町860

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園内

(3) 履行期間

契約日翌日から令和5年3月31日まで

(4) 入札方法

本調達は、資料提出、入札等を電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額（総価）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 令和3・4年度厚生労働省競争参加資格において、厚生労働省大臣官房会計課長から「建設工事（電気通信）」で「C」又は「D」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東甲信越地域の厚生労働省競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (5) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（4）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 平成19年度以降に、元請として完成・引渡し完了した電気通信の新設、増設又は改設工事の施工実績を有すること。（共働企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあたっては、「工事成績評価表」の評価合計が65点未満のものを除くこと。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
- (ア) 主任技術者にあつては総合通信、第1級デジタル通信、AI・DD総合種、DD1種1級のいずれかを有する者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
監理技術者にあつては、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (イ) 平成19年度以降に上記(6)に掲げる基準を満たす完成・引渡し完了した工事で元請けとしての経験を有する者であること。なお、当該工事経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあたっては、「工事成績評価表」の評価合計が65点未満のものを除くこと。
- (ウ) ネットワークの構築や保守運用管理等について、通算で5年以上の実務経験を有する者であること。
- (エ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (オ) 配置予定技術者と競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出者の間に直接的かつ恒常的な雇用関係が申請書受付日以前に3ヶ月以上継続していること。
- (8) 関東甲信越地域内に本店、支店又は営業所が存在すること。

- (9) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。（社会保険料等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう）について、この入札の入札書提出期限の直近2年間（労働者災害補償保険及び雇用保険については2保険年度）の保険料の滞納がないこと。）
- (10) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (11) 競争への参加を希望する者は、別紙1「自己申告書」及び別紙2「誓約書」を令和5年1月10日（火）までに提出すること。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒359-0004 埼玉県所沢市北原町860
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園
庶務課会計係 志田 電話 04-2992-2839

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和4年12月19日（月）から令和5年1月6日（金）（土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで。）上記3（1）に同じ。
希望に応じて郵送により配布。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和4年12月19日（月）から令和5年1月10日（火）（土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで。）まで。関係書類を電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札による参加の場合は、関係書類を上記3（1）の担当部局に持参し、又は郵送する（書留郵便に限る。提出期間内必着。）こと。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、分任支出負担行為担当官に申し出た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

① 電子調達システムによる入札を行う場合

入札書の提出期限 令和5年1月20日（金）午前12時まで

② 紙による入札を行う場合

入札書の提出期限 令和5年1月20日（金）午前12時までに、上記3（1）の担当部局に持参又は郵送する（書留郵便に限る。提出期間内必着。）こと。

開札は、令和5年1月20日（金）午後2時、上記3（1）の場所において行うこととし、原則、立会方式での開札は実施しない。

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - (ア) 入札保証金 免除。
 - (イ) 契約保証金 免除。（ただし、付保割合を10分の3以上とする公共工事履行保証証券（かし担保特約を付したものに限り。）を付すこと。）
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

入札者は、分任支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると分任支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他 詳細は入札説明書による。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

分任支出負担行為担当官

国立障害者リハビリテーションセンター

自立支援局秩父学園庶務課長 殿

誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意いたします。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他前各号に準じる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所
社名及び代表者名

分任支出負担行為担当官

国立障害者リハビリテーションセンター

自立支援局秩父学園庶務課長 殿